

ID: 26

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央公民館

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	東大和市立公民館条例 第8条		
例規番号	昭和49年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第8条 館長は、施設又は設備の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。なお、この場合、利用者が損害を生じても館長は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、又は使用したとき。</p> <p>(2) 使用のための手続に違反したとき。</p> <p>(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。</p> <p>(4) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。</p> <p>(5) その他事業運営上特別に必要が生じたとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央公民館

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市立公民館条例 第10条第1項本文		
例規番号	昭和49年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 法第20条以外の目的のために公民館を使用する場合は、別表第2に規定する使用料を徴収する。ただし、館長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>2 既に納付した使用料は、これを還付しない。ただし、館長が特別の事由があると認めるときは、これを還付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日